

富田林市総合教育会議
会議録

(令和5年度)

令和5年12月21日開催

富田林市

1	開催日時	令和5年12月21日(木) 午後3時00分～午後4時55分まで	
2	場 所	富田林市役所 庁議室	
3	出席者	市 長	吉村 善美
		教 育 長	植野 均
		教育長職務代理者	水本 哲也
		委 員	山元 直美
		委 員	南 栄子
		委 員	森田 幸介
	事 務 局	教育総務部長	石田 利伸
		生涯学習部長	澤田 和秀
		教育総務部次長兼教育指導室長	西岡 隆
		生涯学習部次長兼文化財課長	重野 好信
		教育総務課長	木下 治彦
		政策推進課長	向井 康太郎
		こども未来室付課長	小島 正行
		政策推進課長代理	岸本 知也
		こども未来室付課長代理	大堀 雄一郎
		文化財課主幹兼文化財振興係長	道家 薫
		教育総務課長代理(書記)	宮西 まゆみ
4	公開の有無	公開	
5	非公開の理由	-	
6	傍聴人数	1人	
7	所管部署	教育総務部教育総務課	

8 議事等の内容

石田教育総務部長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和5年度富田林市総合教育会議を開催させていただきます。

本日は公私とも何かとお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行役を務めます石田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の総合教育会議につきましては、非公開とする案件がございますので、公開とさせていただきます。本日1名の方の傍聴の申し込みがありましたので、入場の許可をしてよろしいでしょうか。

各 委 員
石田教育総務部長

異議なし

それでは、傍聴者の入場を許可します。

傍聴者におかれましては、事前に配布しております注意事項を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日、配布しております資料のご確認をお願いいたします。まず、会議次第、資料(1)富田林版「こどもまんなか社会」について、資料(2)「富田林市SDGs×大阪・関西万博推進」について、資料(3)「富田林市文化財保存活用地域計画策定」経過報告について、本日の出席者の配席表でございます。皆様、資料はお揃いでしょうか。

それでは早速ですが、次第に沿いまして会議を進めてまいりたいと思います。

本日の会議次第の2番、吉村市長より、開会のご挨拶をお願いいたします。

吉 村 市 長

市長の吉村 善美でございます。会議に先立ちまして、ご挨拶申し上げたいと思います。本日はご多用のところ各教育委員の皆様方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃は本市教育行政に対しまして、ご尽力を賜り誠にありがとうございます。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、5月より新型コロナウイルスが感染症法の第5類に分類され、学校にも活気ある日常が戻ってまいりました。これまで様々な制限を強いられてきた子どもたちですが、10月に行われた運動会では、笑顔あふれる元気な姿が見られ、本当にうれしく思いました。夏ごろからは、インフルエンザの流行が継続的に続いているということでございます。現在は小中学校におきまして学級閉鎖などはないと聞いておりますが、感染症対策については予断を許さない状況だと認識しております。市としても今後も子どもたちが元気に、そして安心して学校生活を送れるよう努めてまいりますので、教育委員の皆様方におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議では、「こどもまんなか社会」について、「富田林市SDGs×大阪・関西万博推進」について、「富田林市文化財保存活用地域計画策定」経過報告についての協議をお願いしたいと考えております。

まず、本市では、常に子どもの最善の利益を第一に考えて、国が制定をされました子ども基本法の具体的な実践、子どもに関する取り組みや、政策を社会のまんなかに据える、「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、すべての子どもをみんな

応援するまちづくり、富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向けて、9課15名からなる「こども政策推進プロジェクトチーム」を設置して、議論を進めております。

また、私自身も本部長となって、「こどもまんなか推進本部」を設置いたしました。その中において、お配りした資料にありますとおり「見守りおむつ定期便」事業、また「こどもの権利条例」の制定をしていこうということで、大阪大谷大学の岡島先生にアドバイザーに就任していただいております。また、大阪教育大学副学長の藤井先生にも、ご協力いただくということになっております。そうして「こどもの権利条例」をしっかりと時間をかけて作っていきたいと考えております。

また、国が進めております「こども誰でも通園制度」など、富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向けて様々な取組みの検討を始めております。

「見守りおむつ定期便」につきましては、来年の1月9日に定期便の出発式を行います。初回となります1月は約340世帯への配布を予定しています。

次に、「富田林市SDGs×大阪・関西万博推進」についてですが、本市は国のモデル事業として「商助」をキーワードにした事業で、「SDGsパートナーシップ制度」、「公民連携デスク」など、共創に繋がる取り組みを続けてきましたことから、公益財団法人2025年日本国際博覧会協会から共創パートナーの登録を受けました。今後、市独自の取組みと相乗効果を図りながら、共創チャレンジの活動を支援していきたいと考えております。

2025年大阪・関西万博では、最先端の技術やサービスに直接触れる体験ができ、未来を担う子どもたちに夢と希望を感じ取ってもらう機会として積極的に提供していきたいという考えから、本市といたしましても、子どもたちへの2回目の無料招待について前向きに検討をいたしております。

最後の議題でございますが、「富田林市文化財保存活用地域計画」の策定ということでございます。策定につきましては、市民の皆さんのご意見を計画に反映するために、アンケート及びヒアリング、ワークショップ等を実施して参りました。皆様方からいただきましたご意見を踏まえ、今後は歴史的文化資源の活用・保存のために、具体的に何を実施していくかの計画作りを進めてまいりたいと考えております。

本市では、本年7月に富田林市文化芸術振興ビジョンを策定いたしまして、今後10年間の富田林の文化芸術の道標を立てました。このビジョンに基づきまして、富田林の伝統と文化的財産を継承しながらも、多様性に満ちた新しい文化芸術を市民の皆様とともに作り上げ、富田林の次代を担う子どもたちが、シャワーを浴びるように文化芸術に触れることができるまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

子どもたちの声をしっかりと聞くこと、それに注力をしながら、今年の7月18日に富田林の中学校の生徒会サミットを行いました。市立中学校8校、府立富田林中学校の生徒会の皆さん68名に、各学校生徒会の取り組みの報告や、富田林からいじめをなくすためにどのようにしていけばいいのかというテーマに基づいてグループ討論をしていただきました。

また10月18日には、小学生サミットということで、小学生68名が、富田林市議会議場に集まっていただき、市内全16小学校の子どもたちに「私たちの学校自慢」ということで、それぞれ小学校ごとにプレゼンテーションをしていただきました。

また府立高校の生徒会等の意見交換を順次実施をしており、子どもたちの声をしっかり聞いていこうと思っています。

私は「一つひとつ未来へ」ということをスローガンに掲げて2期目がスタートしましたが、まさに子どもたちは私たちの未来そのものだと思います。子どもは価値ある存在ですし、立派な富田林市民だと思っています。そして、性差・国籍はもとより、障がいの有無、生活環境の違いなど、子どもたちがどのような環境にあっても、健やかに育てていけるようにすることが、「子どもまんなか社会」だと思っています。すべての子どもをみんなで支える富田林を推進したい、そのような思いで、これからも推進していきたいと思っています。

今日3点の議題についてご報告をさせていただきますが、これらにつきまして皆様と率直な意見交換をさせていただき、有意義な会議にしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

石田教育総務部長

ありがとうございます。続きまして、次第の3番、本日の案件に進みたいと思います。まず、案件(1)、富田林版「子どもまんなか社会」について、子ども未来室から説明をお願いします。

小島子ども未来室付課長

富田林版「子どもまんなか社会」について、ご説明させていただきます。子ども未来室付課長の小島です。本市子ども政策推進プロジェクトチームの副PT長、政策担当を兼務しております。よろしくお願いいたします。

資料は、「富田林版「子どもまんなか社会」について」になります。右下にスライドの番号を記載していますので、こちらを随時案内しながら説明させていただきます。それでは、スライド2(1ページ目下の欄)をご覧ください。

本市では、吉村市長が本年6月13日に2期目の市政運営に係る所信を表明し、4つの柱を掲げました。そのうちの1つが「すべての子どもを、みんなで応援するまちづくりの推進」です。資料の掲載はございませんが、国は本年4月に子ども基本法の施行と、「子どもまんなか」をスローガンとする子ども家庭庁を設置しました。当時の小倉大臣は、「すべての子どもや子育てをしている人に対して、誰一人取り残さず、その支援が確実に届くよう積極的にかかわり、社会の意識を変えていく」と述べられました。市長は、このメッセージを自身の言葉として、富田林版「子どもまんなか社会」を実現していくこと、そのために、様々な取組みを推進することを表明しました。

枠の中に「子どもまんなか」を掲げた具体的な市の施策名を例示していますが、これら本市独自の子どもを社会のまんなかに据えた施策や、国において示される「異次元の少子化対策」を力強く推進するための庁内推進体制として、令和5年6月1日に「子ども政策推進プロジェクトチーム」、令和5年8月1日に「子どもまんなか推進本部」を設置しました。

続きまして、1枚めくっていただき、スライド3、子どもまんなか応援サポーター宣言についてです。富田林市は子ども家庭庁が掲げる「子どもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年9月1日に吉村市長が「子どもまんなか応援サポーター」への就任を宣言しました。この「子どもまんなか応援サポーター」とは、子ども家庭庁による、子どもたちのために何がもっとも良いのかを常に考え、子どもたちが健やかに幸せに成長できるような社会を実現するという「子どもまんなか宣言」の趣旨に共感・賛同し、

その取組みを応援、自らもアクションに取り組む個人や地方自治体、団体や企業を「こどもまんなか応援サポーター」として宣言・登録する制度です。こども未来室調べですが、大阪府では豊中市に続く2番目、南河内では初の宣言となります。サポーターとしての市の役割は、サポーターになることを宣言し、各自が考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組みを通じて市民に幅広く認知・共感していただくため活動していくことが役割となっています。下段、スライド4をご覧ください。本市ではサポーター宣言に基づく令和5年度以降の取組みとして5つの目標を掲げています。本日は特に②と③について簡単にご紹介します。次のページ上段、スライド5をご覧ください。②見守りおむつ定期便事業です。事業目的は、物価高騰等の社会状況における子育て世帯への経済的支援につなげながら、特に孤立しやすく虐待リスクの高い0歳児のいる家庭に、毎月おむつ等の子育て用品を届けながら声掛けや見守りを継続することで、子育ての不安解消を図り、孤立・虐待の防止や早期発見につなげることを目的としています。対象者は、令和5年4月2日以降に生まれた富田林市民の乳児（0歳児）です。具体的な事業概要は、1,500円相当の子育て用品を、配布期間【生後2か月～1歳の誕生月（最大11か月）】において毎月配付するものです。委託事業者より、子育て経験のある「見守り配達員」が、対象世帯への訪問による直接手渡しによって配布を行います。配布の際、こどもの状況確認や保護者等の相談支援を担うとともに、必要に応じ各種行政サービスの情報提供や関係機関への紹介・つなぎを行う、というものです。委託事業者は、大阪いずみ市民生活協同組合で、スケジュールは、令和5年10月1日より申請受付開始、令和6年1月より配達開始となっております。この取組みは、昨年6月に発生した2歳児死亡事案も背景にあります。大阪府下では初の取組みで、子育ての不安や悩みの相談、情報提供などのアウトリーチ型の見守り支援を行うことで、育児の孤立化を防ぎ、保護者の精神的・経済的負担の軽減、健全な育成や虐待の未然防止を図ります。現在は令和6年1月の事業開始に向けて、委託先と協議を重ねています。なお、本日は別途資料としまして、事業啓発チラシと商品カタログを配布しております。

次に下段のスライド6をご覧ください。③（仮称）こどもの権利条例の制定です。目的として、こどもの権利条約の理念のもと、大切なこどもの権利を未来にわたって守っていくため、市民全体でこどもの権利を理解し尊重する、こども一人ひとりの成長を守り、こどもの最善の利益を優先する社会の実現に向けた「（仮称）こどもの権利条例」の制定をめざします。事業対象は、こども：新生児から概ね大学生くらいまでです。こどもの生活や教育に関わる関係者・保護者・学校・企業・団体や施設等になります。意見聴取方法にありますとおり、条例案の制定過程においては、こどもやその関係者の意見を幅広く聴取するため、小中高生対象のアンケートをはじめ、こどもの生活や教育に関わる関係者などからの意見、機運等を高めるための記念シンポジウムなど、様々な手法等を用いながら、期間をかけて丁寧に議論を重ね、条例制定につなげてまいりたいと考えています。

次のページ、上段、スライド7をご覧ください。③権利条例の取組みの中で、「こどもまんなか推進アドバイザー」の就任があります。先程ご説明しました、今後取り組む「こどもの権利条例」を中心に、本市のすべてのこどもと子育て世帯をみんな

支えるまちづくりを重点施策として推進するために、有識者によるアドバイスをいただくものとして、令和5年10月24日付で「こどもまんなか推進アドバイザー」を設置しました。アドバイザーは大阪大谷大学教授の岡島克樹氏を招聘し、助言・提言等をいただくことで、富田林版「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでまいりたいと考えています。

最後になります。下段、スライド8をご覧ください。富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向けた教育現場の役割の重要性です。例えば、こどもの権利を考えたときに、まず思い浮かぶのは、いじめや不登校、児童虐待、貧困問題です。こういった問題は、これまで関係機関においても、様々な相談・支援に取り組んでいただいておりますが、今後は、よりいっそう、こどもを中心とした考え方で、「こどもまんなか社会」を実現していく必要がございます。そのためには、こどもたちの思い・声をしっかりと聞き、政策検討に反映させていく必要があり、教育機関をはじめこどもに関わる様々な関係機関による協力が必要不可欠となります。本日お集まりの教育委員会・市長部局がしっかりと連携しながら、子どもたちの意見が反映される富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

石田教育総務部長

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

南 委 員

見守りおむつ定期便のことですが、大阪いずみ市民生活協同組合に委託するとあります。配達員もいずみ市民生協の職員となるのですか。

小島こども未来室付課長

はい。配達員の確保は委託先をお願いしています。

南 委 員

その方々は、行政サービスなどを熟知されておられるのでしょうか。

小島こども未来室付課長

資格としましては、子育て経験のある方、保育士の資格がある方で募集しています。事業開始にあたり会社の方から教育していただいているのですが、市主催でも11月下旬に2日間かけまして、市の行政サービス等につきまして研修を行っております。特に0歳児に対する本市のサービスはどういうものがあるかや、0歳児に関わっていく中での保護者も含めた見守りになってきますので、声掛けの仕方や気になる言葉・キーワードを見逃さないような取り組みなどを研修しました。2日目の研修会では、配達員が2人1組となりまして、受け取る側と配達する側という形で、その年齢に応じた、例えば生後2ヶ月の場合の訪問の時のイメージということで、どんな形で対応していくかなどのシミュレーションをしながら、人材育成を行っております。

南 委 員

子育ての経験がある人は、自分の子育て経験からアドバイスされたりすると思うのですが、意見を言うよりも傾聴の方が大事だと思います。配達員さんの役割として傾聴してもらって、問題をあぶり出して報告することに重点を置いてもらう方がいいと思います。ただ、研修があると聞いて安心しました。

小島こども未来室付課長

今おっしゃっていただいているように、自分の子育て経験だけが正しいわけではないので、訪問する家庭を地域で分割し、固定した配達員に毎月訪問していくというやり方で人間関係を築いていくのですが、やはりその中でいろんな子育ての不安であったり、特に1人目ということになると、育児の不安感は強いので、そういった気持ち

に寄り添いながら、傾聴を大事にして、その中で不安に対する市の行政サービスであったりを紹介しながら、状況によっては、毎月の事後会議を開催させていただきますので、そこで気になるキーワードがあった時には市と配達員が、その家庭に対する気になるポイントを見逃さないようにして、状況に応じて市の職員が訪問したり、電話したりしてつないでいくという事業を目指しております。

石田教育総務部長

大切な部分で、状況をどうとらえるか、それから連携をどうするかというところでのご意見だったと思います。すごくいい指摘をいただけたかなと思います。

他に何かご質問とかご意見などありますか。

森田委員

今の定期便の件なのですが、10月から申請開始ということですが、対象者の中で実際申請された人の比率はどのくらいでしょうか。虐待などの早期発見を考えたら100%が理想だと思うのですが、実際どれくらいでしょうか。またその案内等は、広報だけではなく、個別案内などはありますか。

小島こども未来室付課長

1月の出発時点で約340世帯の方に訪問する予定ですが、対象者全体から見ますと、申請率は94から95%ぐらいという認識を持っております。10月1日から申請の受付を開始していますが、対象者につきましては、同学年の方は、事業の支給対象としたということで、4月2日以降に生まれた方を対象とさせていただいております。4月から9月までに生まれた方につきましては、出生届を提出されている方が多いので、保護者あてに個別に文書を送らせていただくということで個別周知の方はさせていただいております。10月以降に生まれた方につきましては、出生届を出されるタイミングで市役所の方に来られることが多いので、その機会を通じまして、こども未来室もしくは金剛連絡所の方で、申請を受付しております。

石田教育総務部長

よろしいでしょうか。他に何かございますか。

南委員

今まで地域の保育園の方から、地域の子育て中の家庭に自転車で訪問する事業がありましたよね。それは継続されますか。

小島こども未来室付課長

今おっしゃっていただいたのは「ママサポとっぴーず」という、富田林独自の事業で、平成25年ぐらいから開始している事業になります。それにつきましても、同じ0歳児から大体2歳児ぐらいまでの家庭を対象に、所属のない未就園児家庭に定期的に訪問する取り組みをさせていただいております。これにつきましては、今後どうするかという議論もありましたが、「見守りおむつ定期便」は日時を決めて、個別に訪問していく事業です。「ママサポとっぴーず」は事前のアポなしで訪問していくという事業になります。訪問頻度については、「見守りおむつ定期便」については毎月の訪問ですが、「ママサポとっぴーず」については、インターホンを押しての訪問が3ヶ月に1回、それ以外については、地域の情報誌をポスティングする形で毎月訪問させていただいております。それぞれの目的が違いますので、事業の方は重なりながらも、より丁寧に見守っていきたいというふうに思っています。

南委員

私も続けたほうがいいと思うのですが、森田先生がおっしゃったように、申し込む人はいいのですが、逆に申し込まない人は「来られたくない」という人が結構いて、ひきこもり傾向というか、その人たちの方がちょっと気になります。そちらの事業が、「見守りおむつ定期便」を申し込んでない人に、もう少し手厚く行けるようになったら、なおいいのかなと思ったりします。

- 小島こども未来室付課長 無料で毎月子育て用品をもらえる事業なので、できるだけもらって欲しいという思いでこちらの方は事業説明していきたいと思います。申し込まない理由として近々転居するとか、里帰りでないなど対象にならないという方ももちろんいらっしゃるのですが、いないという方に対しては、やはりこちらにも気になる情報の1つとして、母子保健部局と児童福祉部局と情報共有しながらその家庭を見守っていくというような対応ができると考えています。
- 植野教育長 それに関わってなのですが、申し込んでおられない世帯については、どこにお住まいかなど、担当の方では把握されているということでもよろしいでしょうか。
- 小島こども未来室付課長 申請されていない方の対応としましては10月に申請を開始しまして、毎月この事業の紹介ということで案内の方は引き続き送らせていただいています。2回目3回目ぐらいの時に、申し込みされない方については、これが最後の案内になりますということで、申し込みされない理由を書いて返送して欲しいというような内容の文章をつけて、送らせていただきます。
- 植野教育長 その辺も含めて丁寧に対応していただけているという状況ですね。
- 石田教育総務部長 他に何かございますか。
- 南 委 員 「こどもの権利条例」を制定するということですが、まだこれからその意見を聞いてというところかと思うのですが、全くどんな条例が想定されているのか想像がつかないので、「こういう条例を制定できたらいい」と思っておられることがあれば教えていただけませんか。
- 小島こども未来室付課長 これからはなってくるのですけれども、富田林版「こどもの権利条例」を作っていくにあたっては、府下の動向であったり、先進事例で川崎市などの条例など、そういった事例も見させていただきながら、富田林としてどういう条例を作っていくのか、単に理念だけを重ねるような条例を作るのか、理念と行動を伴うような条例を作っていくかというところも重要などころにはなってくると思います。富田林の現状や課題を整理しながら、条例制定には委員さんも入っていただきますので、議論をしていただきながら、富田林の条例をどういうふうに作っていくのがいいのか検討して参りたいというふうに考えています。
- 石田教育総務部長 「こどもの権利条例」の方に話が移っていますが、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。
- それではご意見いろいろいただきましたので、案件(1)の「こどもまんなか社会」については、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。
- それでは、続きまして、案件(2)「富田林市SDGs×大阪・関西万博推進」について、政策推進課から説明をお願いします。
- 向井政策推進課長 政策推進課長の向井です。よろしく申し上げます。大阪・関西万博まで500日を切りまして、先ほど確認してきましたら479日ということで、いよいよ開幕まで近づいてきたというふうに感じているところです。本市としましては、実施体制について昨年整備をさせていただいて、現在、機運醸成等について取り組みを進めているところです。本市の具体的な取り組み状況について、今日お時間をいただきまして、説明をさせていただきたいと考えております。説明につきましては、政策推進課の岸本課長代理よりさせていただきます。よろしく申し上げます。

政策推進課長代理の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

政策推進課からは、万博についての情報や本市の取り組み状況をご説明いたします。まず初めに万博の概要です。万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、2025年4月13日～10月13日までの半年間開催され、本日から開催までは、あと479日となりました。

会場となる夢洲には、EXPOホールや、屋外イベント広場などの施設のほか、万博の華となる、大阪ヘルスケアパビリオンや関西パビリオン、日本館といった国内パビリオンや、吉本興業やバンダイナムコなどによる13の民間パビリオン、さらには海外153か国のパビリオンの建設が予定されています。

そこで、万博開催に対応した本市の体制です。2025年の万博は、SDGsの目標年である2030年の5年前であり、SDGsの達成に向けた進捗状況を確認し、取り組みを加速させる絶好の機会になるといわれています。そのため、それまでの「SDGs」の取り組みと「万博」の取り組みを掛け合わせながら推進していくため、「富田林市SDGs×大阪・関西万博推進本部」を設置し、市長を本部長として全庁を挙げて取り組みを進めております。

また、本市は「TEAM EXPO プログラム」にも参加し、2022年7月に「共創パートナー」に登録しました。「TEAM EXPO 2025 プログラム」とは、さまざまな人たちがチームとなり、多彩なチームと活動で万博とその先の未来に挑む、みんながつくる参加型プログラムです。「共創パートナー」とは、団体や企業等が万博を契機としたSDGs達成や社会課題解決に繋がる取組みを登録する「共創チャレンジ」を生み出す活動を支援するものです。現在、本市は9つのチャレンジを支援しています。

次に、教育と万博との関連では、万博博覧会協会が「ジュニア EXPO 教育プログラム」と称し、小学生中学生用のテキストや映像等の素材を提供するなどの事業を行っています。令和2年度には、第一中学校が府内でプレゼンテーションに挑んだと聞いております。

次に「万博こども無料招待」の取り組みです。万博は、未来社会を強く意識したものであるため、こどもたちには未来の技術や社会を体験してもらう絶好の機会となります。そのため、大阪府は18歳までのこどもを1回無料招待する方針です。小学生以上は学校行事として入場し、未就学児は各家庭からの申し込みによって入場券が発行される仕組みが予定されております。

また、2回目以降の入場についても無料にするよう各自治体に大阪府・市から要請されており、本市でも実現に向けて検討を行っております。

続きまして、万博機運醸成の取り組みの紹介です。本市でも市民マラソン大会やプロ野球ドリームフェスティバルには、公式キャラクターのミャクミャクが登場しました。公用車には万博特別仕様ナンバープレートを取り付けたり、市庁舎のスロープに万博横断幕を設置したりするなど、市民のみなさまに万博を印象付けてもらう取り組みをしております。また市ウェブサイトには、万博ポータルサイトとしまして「とんだばやし EXPO」の開設や、1月号広報での万博特集など、情報発信も積極的に行っております。

次に、万博期間中の市としての取り組みです。「大阪ウィーク」とは、大阪府内の

自治体が連携して催事を行う取り組みで、万博の屋外イベント広場やメッセ等の7カ所の施設を使用して、府や市町村が催事等を行います。催事は「大阪ウィーク」の事務局が中心となって企画を行うコアイベントのほか、市町村独自の企画によるレギュラーイベントも可能となっております。本市でも、コアイベントへの参加はもとより、主に若者施策とも連携したレギュラーイベントを検討しております。

最後に、昨今、万博については予算の上振れやパビリオン建設の遅れ等様々な問題が話題となっております。そういった背景もあり、例えば「大阪ウィーク」の実施期間が現時点でも未確定であるなど、流動的な要素も多数あります。本市としては、常に最新の情報を集め分析しながら、万博を推進し、万博を契機とした地域の活性化につなげたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

石田教育総務部長
水本委員

ありがとうございました。ただ今の説明で、何かご質問、ご意見はございませんか。

万博は私が中学1年であった前回のときに学校から行きましたし、和歌山ですけれども家庭でも行きました。こども世代としては、世界に触れる、或いはその時代のテーマに触れるという非常にいい機会だったというふうに思っています。今回の万博でも、府の方から1回まずは招待され、2回目については、各自治体での検討ということですが、やはりできるだけ多くのチャンス、機会を与えていただいて、これからの富田林を、大阪、日本、世界を支えるこどもたちが見識を広めるいい機会だと思えます。インターネットが発達しているので、いろんな情報には接することができるのですが、やはり現地で本物を目の当たりにするというのはすごく成長期のこどもたちにとっては、刺激になると思います。その中から自分自身の将来像というか、仕事につなげていく、キャリアにつなげていくということにもなっていくと思うので、ぜひ2回目の自治体負担の件について、実現するようにお願いできたらと思います。

向井政策推進課長
石田教育総務部長

予算のこともありますが、前向きに検討してまいります。

他に何かご意見はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、案件(2)につきましては以上で終了となります。

それでは、最後に、案件(3)「富田林市文化財保存活用地域計画策定」経過報告について、文化財課から説明をお願いします。

重野生涯学習部次長

文化財課の重野でございます。よろしく申し上げます。計画の策定につきましては、令和4年度から取り組んでおります。ご存知のように近年の少子高齢化を背景に、文化財の管理や行事の担い手が不足しておりまして、文化財の滅失や散逸の恐れが懸念されております。そのような中で現在まで守り継がれました文化財を、地域総がかりで後世に引き継いでいくため、市がこのような計画を策定するものでございます。お手元の資料に基づきまして、担当の道家から詳しくご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

道家文化財課主幹

文化財課の道家です。よろしくお願いたします。

現在、文化財課では、令和6年12月の文化庁認定を目指して、文化財保存活用地域計画の策定作業を行っております。本日はその経過報告となります。文化財保存活用地域計画につきましては、平成30年度の文化財保護法の改定において、新たに制度化されたものです。現在、全国の市町村でそれぞれ計画策定を進めているという状況です。大阪府下におきましては、5つの市ですでに策定されております。また、富

田林市を含めまして4つの市で、現在策定作業が進んでいる状況でございます。計画に記載する内容、認定の手続きにつきまして、文化財保護法と文化庁の示す指針の内容を踏まえ、文化庁調査官との直接対面で協議を重ねております。細かな指摘までいただくのですが、そういったところも含めまして、修正等を加えて、今、計画を作成しております。認定の基準を一部抜粋いたしますと、資料に書いてありますように、保存と活用の両方の要素を含んでいるかや、協議会を開催して住民の意見を反映しているかどうかなど、細かな認定の基準が示されております。また、文化庁への認定申請の際のチェック項目ですが、今申しあげました認定基準を満たしているか、また指針の内容を満たしているか、また文化庁の示す指針の中に「課題・方針・措置を明確に示すこと」というのがあるのですが、そういったところがきちんとされているかなど、文化庁がチェックいたします。この文化庁の認定計画を策定しますメリットとしましては、文化庁のリーフレットからの抜粋となりますが、この計画を作ることによって、地域の文化財やお宝を今一度見直す機会になると示されております。また文化庁には様々な補助金があるのですが、この補助金を受ける際に計画を策定していることによって優先的に採択していただけるというようなところもあります。先ほど申しあげましたように、令和4年度からこの計画策定を進めております。これまでの取り組みを紹介いたしますと、昨年度には様々なアンケートを実施いたしました。また参加者を募集いたしまして、ワークショップを開催いたしました。このときには市内の文化財をウォーキング形式で見学していただきました。また活用方法につきまして、様々なアイデアを出していただくような機会も設けさせていただきました。令和5年度におきましては、令和4年度から引き続き協議会を実施するとともに、京都の文化庁へ出向き、担当調査官とのヒアリングも重ねています。

今後の予定ですが、文化庁の調査官が令和6年2月に富田林の文化財を現地で見えていただく機会を設けております。また今年度3回目の協議会を2月に開催するとともに、庁内各課への意見照会等をして素案を固めます。そして素案を固めた上で、令和6年3月に住民の皆様にはパブリックコメントを実施したいと思っております。パブリックコメント実施後、ご意見いただきましたら修正を加えて、地域計画の案として、文化庁に出させていただきます。提出した案につきまして、文化庁、関係省庁にいろんなご意見いただけると聞いておりますので、その意見をいただいた上で修正を加え、11月に認定申請を行い、12月に認定いただけるように現在作業しております。

資料の右側ですが、これが富田林市の文化財地域計画の構成案になっております。こちらも文化庁の示す指針に基づいた案となっております。特に第6章・第7章ですが、ここに富田林の文化財に関する課題・方針、そして今後行っていく措置という形で示すようにという指針になっておりまして、こういった構成になっております。そして、右のページの下側の部分になるのですが、一部抜粋させていただいております。こういった課題・措置というのが、60項目ほど指針には示されているのですが、今日は4つ抜粋させていただきました。一番上のところは富田林市で長年課題となっております収蔵施設、展示施設といったところが弱いんじゃないかと言われておりまして、そういったところを書いております。また2番目ですが、国の史跡指定を受けております新堂廃寺、お亀石古墳の史跡があるのですが、この整備がまだ進んでない、

止まっているような状況になっておりますので、そういったところを示しております。3 番目につきましては、他のセクションでもそうですが、担い手や人材育成の不足というところがありますので、人材育成について書いております。また 4 番目ですが、情報発信というところで、課題や措置を書いております。富田林ではデジタルアーカイブという形で、インターネット上でも見られるようにはしているのですが、そういったところをまだまだ周知していかなければならないと思っております。以上、簡単ではございますが文化財課からの報告とさせていただきます。

石田教育総務部長
南 委 員
道家文化財課主幹
南 委 員
道家文化財課主幹
南 委 員

ありがとうございます。ただ今の説明で、何かご質問、ご意見はございませんか。活用地域ということは富田林全体が認定されるということですか。

はい、そうです。

個々の文化財に対してではなく富田林全体なのですね。

おっしゃる通りです。

展示施設って難しいですよ。地方に行っても箱物の郷土史展示館みたいなものがあつたりしても寂れているところもありますね。

重野生涯学習部次長

本市の場合、展示施設がないというところで埋蔵文化センターやかがりの郷などの公共施設を活用させていただいているのですが不十分であるということと、それと今いろんな遺物や発掘されたものをストックするストック施設もないという両面がございますが、今後公共施設の再配置計画もあり、これ以上は財政的に難しいところがございます。先だって「教育に関する事務の点検・評価」でも、学校の余裕教室を活用し、こどもたちが身近に触れられるような展示の仕方を工夫してはどうかのご意見いただいております。展示や収蔵につきまして、どのくらいの量があるかをまずは把握していくことから始めていく、要は基礎データを作っていく、その次に展示施設の方に行くというふうに考えております。以上でございます。

南 委 員

私の意見ですけど、ストックするところは絶対いりますよね。展示に関してはずっと同じ展示をしても結局飽きるの、例えば大河ドラマの時代と同じ時代に富田林にはこういう埋蔵物があるとか、こういう歴史的な資料があるよみたいな、定期的にテーマを決めて展示して、行ってみたいと思うようにする方がいいですね。広い場所はいらないから、例えばすばるホールで定期的に展示内容を変える方が、みんな行く気になるかなと思います。

重野生涯学習部次長

文化財もひとつではなく、いろんな分野のものがあります。おっしゃっていただいている通り、テーマであるとか、ファン層もありますし、一般の方にも広く、分かっていたくのにそういった形も良いのではないかと思います。それにはやはり整理も伴っていくと思いますので、今後やっていきたいと思っております。ありがとうございます。

石田教育総務部長
山 元 委 員

ありがとうございます。他に何かご質問、ご意見はございませんか。

最後の方の富田林の課題・措置のところで、人材育成とありますね。小中学校で出前授業をしていただいたら、目の前で実際いろんな土器などに触れられるので、こどもたちもすごく喜んでいました。6 年生で歴史を習った時に来ていただくことが多いですけど、例えば他の学年でも、いろんなチャンスがあると思うんです。3 年生でも「わたしたちの富田林」の学習の時に、「富田林ではこんなものも出てきているんだよ」とか、寺内町だけじゃなくて、こどもたちに小さい時から触れさせる、幼稚園の

こどもたちにもできると思うんです。上手にやれば、いろんな学年で利用できるので、出前授業はこどももすごく楽しみにしていますし、また富田林以外のよそから発掘できたものも見せてもらえるので、もう少し広げられたらと思うので、よろしくお願ひします。

南 委 員 私たちもここで説明してもらったことがあります、それだけですごく楽しかったです。

重野生涯学習部次長 昨年の夏に若松町の発掘現場を、公共施設の部分ですので、ゆっくり見られるということで、市内の小学校の児童に見ていただいて、出土物を見たりしてかなり興味を持ってきていたように思います。今後この計画の中でも一番の主旨ですので、その辺は数を増やしていきたいなというふうに思っております。

山 元 委 員 出前授業に来ていただいたあとに、勾玉を作ったりするんです。その前に本物の勾玉を見せていただいて、「実際は新潟で出土するのが多い」とかいろんな説明してくださったりして、自分が勾玉を作るのに知識がいっぱい入っての取り組みになるので、すごく楽しんで取り組めると思います。

重野生涯学習部次長 はい。ありがとうございます。

植 野 教 育 長 今後の予定のところ、かなり具体的にタイムテーブルが示されていて、着々と準備を進めていただいていることがよく分かりました。来年2月には、現地を視察されるというふうに今お聞きしたのですが、文化庁の方が来られたときに「こういうところを見ていただきたい」と具体的にどんなところを今考えていらっしゃるのでしょうか。

道家文化財課主幹 はい。文化庁の方から、国や府市に指定された文化財を中心に見たいというリクエストがありましたので、史跡指定されております新堂廃寺、お亀石古墳を最初に行かせていただきまして、あとは大阪府下唯一の伝建地区である寺内町は外せませんので見ていただくというような形で考えております。

植 野 教 育 長 わかりました。

石田教育総務部長 他にご意見やご質問等ありますでしょうか。

水 本 委 員 これまでの取り組みの令和4年度のアンケート・ヒアリングの実施というところに文化財保有者他とありますが、この文化財というのは埋蔵文化財であるとか、お寺とかあるのですけれども、個人所蔵の文化財、言い方を変えれば骨董品になるような、屏風であるとか、絵画であるとか、日本画であるとかそういうものも含まれるのですか。

道家文化財課主幹 美術品等の保有者というのは含まれていません。所有者の中にはお寺もあるのですが、登録有形文化財といひまして、今現在、家として住まれているところの物件が10近くありますので、そういった方々全員で13名にアンケートさせていただきました。

石田教育総務部長 その他のご質問等ありますか。

吉 村 市 長 全体を通していいですか。先ほどのこどもの権利条例の件ですが、いろんなところで条例は作られていると思うのですが、基本はこどもの権利条約の具体化というところであると思います。やはり大事なのはこどもの最善の利益を優先するということと、こどもの意見をしっかり聞いて、それを踏まえていこうということが肝だと思ひます。先ほど川崎市の話がありましたけど、武蔵野市も非常にすぐれた条例を作られている

ので、しっかり勉強していこうと考えています。どれだけ子どもたちの意見を聞くか、子どもたちをサポートしている保護者の意見をしっかり聞くか、というところが、肝なのかなと思います。条例の内容も含めて、みんなで一緒に作っていくというスタンスで、私たちが作った条例なんだというふうな思いをどれだけ持ってもらうかということが大事だと思います。僕としては一定時間をかけて意見を聞きながらアンケートもして、子どもたちの意見を聞きながら作り上げていきたい、そういう意味では市長部局と教育委員会がしっかり連携していきたいと考えています。アンケートをすると学校の方をお願いするということになると思いますので、しっかり連携して相談しながら進めていけたらなと思います。

前回の万博は1970年ですかね、何となく記憶があります。やはりせっかくの機会ですから、できるだけ子どもたちに行ってもらいたいと考えています。またその万博の間、前段2025があるのですが前段の取り組みでできるだけ機運を盛り上げていただくとか、そういうことも含めて、教育委員会とも相談しながら推進していかなければならないと思っています。せっかくの機会なのでしっかりと見て欲しい、そんなふうに思っています。

石田教育総務部長
山元委員

全体として市長の方からありました。他、よろしいでしょうか。

今日3つのお話を聞かせていただいて、例えば「こどもまんなか社会」と国が言っているけども実際に具体的に富田林はどうするのかと思っていたことが、すごく細かくよくわかりました。万博に関しても、富田林とSDGsとを絡めて、こういうふうにしていくんだっていうことや、文化財の保存活用も具体的で明確な方針が一般市民としてもよくわかりました。ありがとうございました。

石田教育総務部長

ありがとうございました。その他、何かございますでしょうか。

よろしいですか。それでは本日の議事はすべて終了ということにさせていただきます。長時間にわたりまた活発なご意見もいただき、ありがとうございました。様々ないただいたご意見を踏まえて各担当課の方で進めて参りたいというふうに考えております。これをもちまして、令和5年度富田林市総合教育会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。